

多摩美術大学大学院学則

第一章 総則

(目的)

第一条

多摩美術大学学則第二条第二項の規定に基づき多摩美術大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則を定める。

第二条

本学大学院に美術研究科博士課程を置く。

第三条

本学大学院は、造形芸術全般について高度な学理技能及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第三条の二

本学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的社会的使命を達成するため、教育・創作・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実に努める。

前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

2

第二章 組織

(教育組織)

第四条

(削除)

第五条

本学大学院の研究科に次の専攻及び課程を置く。

博士前期課程（修士課程）

絵画専攻

彫刻専攻

工芸専攻

デザイン専攻

第四章 授業科目・単位及び履修方法

(授業科目及び単位)

第七条 美術研究科の専攻別授業科目及び単位については別表Ⅰに定める。

第七条の二 (削除)

第八条 修士課程の修業年限は二年とし、所定の授業科目について三〇単位以上を修得し、学位論文(修士論文)の審査並びに最終試験に合格しなければならない。

第八条の二 博士後期課程の修業年限は三年とし、所定の授業科目について一八単位以上修得し、かつ学位論文(博士論文)の審査並びに最終試験に合格しなければならない。

2 履修科目の選択にあたっては、あらかじめ担当教授の指導を受けなければならない。

(他大学の単位認定)

第八条の三 本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位について、大学院委員会の審議を経て一〇単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

第八条の四 学生が在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他の大学院において修得した単位について大学院委員会の審議を経て第八条の三により認定した単位と合わせて一〇単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

第五章 課程修了の認定

(修了認定)

第九条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として筆記又は口述により最終試験を行ないこれに合格したものとす。

第十条 2 授業科目学習修了認定は、筆記又は口述試験若しくは研究報告によるものとする。認定の時期は、每学期又は毎学年末に行うものとする。

第十一条 授業科目の成績は評価によりS・A・B・C・Dの五種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

第十一条の二 修士課程の第一学年において、専攻専門科目（必修）が不合格であった者は、原級に留めおくものとする。

第十二条 修士論文の審査及び最終試験については、その専攻の教員及び関連科目担当の教員のうちから二名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会 の 審議を経て、学長が決する。

2 博士論文の審査及び最終試験については、その専攻の教授及び関連科目担当の教授の中から三名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会 の 審議を経て、学長が決する。

第十二条の二 第八条又は第八条の二で定める修了要件を満たすことができなかつた者は、第二十三条で定める在学年限を限りに、在学延長を願ひ出ることが出来る。

第十三条 学位論文の審査及び最終試験に関する事項は別に定める。

第六章 学位

(学位)

第十四条 修士課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、修士（芸術）の学位を授与する。

2 博士後期課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、博士（芸術）の学位を授与する。

3 前項の定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者についても前項の博士の学位を授与することができる。

4 学位に関する規程は別に定める。

第十五条 学位記の様式は、別表の通りとする。
(免許状等)

第十五条の二

2 高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
本学大学院において取得することができる教員免許状の種類は次の通りとする。

美術研究科	研究科・専攻	高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状
	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 芸術学専攻	美術	美術

第十五条の三 博物館学芸員課程の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

第七章 入学・休学及び退学
(入学資格及び許可)

第十六条 入学の時期は毎年四月とする。

第十七条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

2

博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達した者
 - 五 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達した者
 - 六 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- と認められた者
- 入学試験については、別に定める。

(入学手続)

3

第十八条

大学院の入学志願者は、指定の期日までに入學願書・志望理由書・その他本学の定める書類に入學検定料を添えて願出しなければならない。

第十九条

(削 除)
入学試験に合格した者の手続き等については、学則第十一条に定める。

第二十条

(削 除)
保証人については、学則第十二条、第十四条及び第十五条に定める。

第二十一条

第二十二条

(授業料等)

第三十一条

検定料・入学金・授業料等は別表Ⅱに定めるところによる。大学院博士前期課程(修士)において、在学延長を行い、修了要件を充足するために少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。

第三十二条

(削除)

(教育組織)

第三十三条

本学大学院における授業及び指導は、本大学の教授が担当する。ただし、准教授又は講師をもってこれにあてることができる。

第九章 教育組織

(会議)

第三十四条

大学院委員会は、研究科の授業を担当する教授をもって組織する。

2

必要がある場合は、前項以外の教員を臨時に出席させることができる。

3

大学院委員会に関する規則は別に定める。

第三十五条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 教育課程の編成に関する事項

- 四 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 五 大学院学則によつてその審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する重要な事項

2 大学委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

- 一 学生の休学、退学、転学に関する事項
 - 二 学生の試験及び課程修了の認定に関する事項
 - 三 学生定員に関する事項
 - 四 学生の賞罰に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する事項
- 3 その他学長及び理事会の諮問事項

第十一章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第三十六条 学業に精励し、成績優秀品行方正な学生は適当な方法でこれを表彰する。

第三十七条 学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。

- 一 品行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - 三 本学の秩序を乱しその他学生として本分に反した者
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし大学院委員会の審議を経て学長が行う。

第十一章 研究生、科目等履修生、外国人留学生

(科目等履修生等)

第三十八条

本学大学院において、特別の専門分野において研究を願ひ出る者があるときは研究生として入学を許可することができる。

2

研究生を志願することができる者は大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

3

研究期間は原則として一年とする。更に引き続き在学しようとする者は願ひ出て許可を受けなければならない。

第三十九条

本学大学院において授業科目の履修を願ひ出る者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2

科目等履修生で履修科目の試験に合格した者には単位を与えることができる。

第四十条

(削除)

研究生、科目等履修生、外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。

第四十一条

第四十二条

この学則に定めるもののほか、大学院学生に関しては多摩美術大学学則及び学部学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成六年十一月三十日から施行する。

附則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附則

1 従前の多摩美術大学大学院規則は多摩美術大学大学院規則に変更する。
2 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則

この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則

この学則は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則

この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則

別表 I 授業科目

大学院美術研究科

博士前期課程（修士課程）、博士後期課程

彫刻専攻 （専攻専門科目）		絵画専攻 （専攻専門科目）												区分	授業科目	単位数	備考
彫刻制作研究 I	彫刻制作研究 II	研究指導（版画）II	研究指導（版画）I	絵画制作研究（版画）II	絵画制作研究（版画）I	研究指導（油画）II	研究指導（油画）I	絵画制作研究（油画）II	絵画制作研究（油画）I	研究指導（日本画）II	研究指導（日本画）I	絵画制作研究（日本画）II	絵画制作研究（日本画）I				
6	6	3	3	6	6	3	3	6	6	3	3	6	6				

区分		授業科目		単位数	備考
デザイン専攻 (専攻専門科目)		研究指導(テキスタイルデザイン) II		3	
		デザイン研究(環境デザイン) I		6	
		デザイン研究(環境デザイン) II		6	
		研究指導(環境デザイン) I		3	
		研究指導(環境デザイン) II		3	
		デザイン研究(情報デザイン) I		6	
		デザイン研究(情報デザイン) II		6	
		研究指導(情報デザイン) I		3	
		研究指導(情報デザイン) II		3	
		デザイン研究(統合デザイン) I		6	
		デザイン研究(統合デザイン) II		6	
		研究指導(統合デザイン) I		3	
		研究指導(統合デザイン) II		3	
		美術史 I		2	
		美術史 II		2	
美術史 III		2			
美術史 IV		2			
美術史 V		2			
芸術学専攻 (専攻専門科目)					

共通選択科目														区分				
授業科目														単位数				
環境デザイン特論Ⅱ	環境デザイン特論Ⅰ	テキスタイルデザイン特論	プロダクトデザイン特論	視覚デザイン特論Ⅱ	視覚デザイン特論Ⅰ	現代美術特論	芸術学特殊研究Ⅴ	芸術学特殊研究Ⅳ	芸術学特殊研究Ⅲ	芸術学特殊研究Ⅱ	芸術学特殊研究Ⅰ	文化人類学特殊研究	文学特殊研究	美学特殊研究	哲学特殊研究	芸術心理学特殊研究	染織文化特殊研究	
2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
備考																		

区分	共通選択科目								授業科目	単位数	備考								
	情報デザイン特論	メディア芸術特論	統合デザイン特論Ⅰ	統合デザイン特論Ⅱ	演劇舞踊特論	劇場美術デザイン特論	芸術学特論	アート&デザインⅠ	アート&デザインⅡ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	

修了の要件

- ・修了のためには専攻についての一領域を選択のうえ、必修及び選択必修を含めて三〇単位以上修得すること。さらに修士論文又は修士作品を提出し審査に合格すること。
- ・絵画専攻、彫刻専攻、工芸専攻、デザイン専攻、演劇舞踊専攻は共通選択科目から一二単位選択必修する。
- ・芸術学専攻は共通選択科目から八単位選択必修する。

博士後期課程

美術専攻		区分			
美術理論研究 I	美術理論研究 II	美術創作研究 I	美術創作研究 II	総合研究指導	
4	4	4	4	6	
					備考

修了の要件

- ・修了のためには、総合研究指導六単位及び美術創作研究・美術理論研究一二単位、合わせて一八単位以上修得すること。
- ・さらに博士論文を提出し審査に合格すること。

別表Ⅱ 検定料、入学金、授業料等

大学院美術研究科

博士前期課程（修士課程）、博士後期課程

区分	金額
検定料	三五、〇〇〇円
入学金	二〇〇、〇〇〇円
授業料	一、一八七、〇〇〇円
施設費	二四〇、〇〇〇円
実習費	三二、〇〇〇円
維持費	五〇、〇〇〇円